

筑波大学研究資料等の保存に関するガイドライン

〔平成29年3月2日〕
学 長 決 定

筑波大学研究公正規則（以下「規則」という。）第3条第3項に定める研究資料等の保存について、保存を義務付ける対象、保存期間、保存方法は、次のとおりとする。

なお、本ガイドラインにおいて研究資料等の保存を義務付けるのは、研究不正の疑義が生じた場合に研究者が自身の活動の正当性を証明するため又は第三者による検証の可能性を担保するため、という趣旨である。また、研究で生み出された成果及びその元となるデータ等は公的資産としての性格を有することから、それらを適切に管理・保存することは研究者及び本学の責務であるといえる。

1. 研究者等（規則第2条第2号に定める研究者等をいう。以下同じ。）には、実験・調査をはじめとする研究活動において、その過程を実験ノートなどの形で記録に残すことが強く推奨される。適切な形でデータやアイデアが記入され、管理された実験ノート等は、研究が公正に行われていることを示す証拠として重要な役割を果たすと考えられる。実験ノート等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で記録しなければならない。また、研究者等は、研究活動の一次情報記録として知的財産保護の観点からも実験ノート等の記録を適切に保管しなければならない。
2. 研究者等は、論文（博士論文を含む。）や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料である文書、数値データ及び画像などを保存すべき資料とし、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。ただし、すでに公開されており、一般に入手可能な資料については、この限りでない。
3. 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。研究者等は、電子化データについては、再利用可能な形で保存する。また、紙媒体の資料等については、追跡可能とするため所在を明らかにしておく。
4. 試料（実験試料、標本）や装置など「物」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。研究者等は、試料（実験試料、標本）や装置など「物」について、追跡可能とするため所在を明らかにしておく。
5. 前2項において、著しい技術的・経済的な困難がある場合についてはこの限りでない。
6. 研究者等が転出や退職など本学を離れる場合は、当該研究者等の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、当該研究を引き継ぐ者が(a)バックアップをとって保管する、又は、(b)所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講ずる。当該研究を

引き継ぐ者がいない場合は、部局責任者（規則第5条に定める部局責任者をいう。）が、管理責任を担うものとし、これに準じた措置を講ずる。

7. 総括責任者（規則第4条に定める総括責任者をいう。）は、第3項の資料の保存が適切に行えるよう、インフラを整備し、その保存状況を把握するものとする。

8. 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドライン等に従う。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関及び共同研究機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。

附 記

この決定は、平成29年4月1日から実施する。